

## 日本ライフ協会の事業の破綻に関する意見書（理事長声明）

平成28年4月8日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 多田宏治

高齢者、障害者等から将来の葬儀費、生前の身元保証料等に充てるために集めた多額の預託金を流用した公益財団法人日本ライフ協会（以下「日本ライフ協会」という。）が、内閣府から公益認定を取り消されるとともに、その事業の譲渡先を確保することができなかつたため、事実上破綻した。

日本ライフ協会のビジネスモデルは、①身寄りの少ない高齢者、障害者等が入院、施設入所等をする際に求められる保証人のあてがなく、社会的に漂流していること、②そのような高齢者、障害者等は、せめて自らの死後には他人に迷惑をかけたくないとの強い思いを抱いているが、現在の日本の法制度の下では、自らの死後の葬儀、火葬等の事務の確実な履行を確保する方法がほとんどないこと、等に着目したものである。また、③入院、施設入所等に限らず、通常の賃貸住宅入居においても、身寄りの少ない高齢者、障害者等にあつては、保証人のあてがない、という事情は同じであり、個人保証ではなく機関保証を利用する例が急増している。にもかかわらず、これら機関保証（保証会社）を規制・監督する制度がなく、賃貸住宅においても違法な追い出しが問題となっている。

当法人は、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるよう支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益社団法人であり、主に、成年後見制度の担い手の育成及び指導監督並びに成年後見制度の普及啓発事業を通して上記目的の実現に尽力しているところ、成年後見の実務においても、上記①～③は深刻な問題となっていると認識している。このうち、上記②については、今般成立した「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」によって、一部ではあるが現状が改められることが期待されるが、①及び③に関しては、未だ根本的な解決の方針すら提示できていない状況にあり、いわゆる無縁社会において成年後見制度が果たすべき役割が、法や制度の不備によって十分に機能していない現状があると考える。

そこで、当法人は、日本ライフ協会の事業の事実上の破綻を機に、社会全体においてこの問題の解決方法を議論し、適切な解決の方向性を見出すきっかけとすべく、次のとおり意見を述べる。

1. 超高齢社会・共生社会を支える重要なインフラである病院・診療所、施設、賃貸住宅等に関する契約においては、利用者が保証人を立てることなく契約を締結することができる仕組みを社会全体で構築し、利用者が保証人を立てることを求められない制度を制定すべきである。
2. 少なくとも成年後見制度の利用者に対しては、病院・診療所、施設、賃貸住宅等の事業者（債権者）は、保証人を求めないよう運用を改めるべきである。
3. 保証を業とする法人等に対し、行政上の規制・監督をする制度を策定すべきである。